

広島県告示第八百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市安佐南区山本七丁目地内		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
山本七丁目 三〇（四一 七）	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	区域の名称	区域の表示
	急傾斜地の 崩壊	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	区域の表示 （第二項及び 第九條の二第 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百）
次の図のとおり		山本七丁目 三〇（四一 七）	急傾斜地の 崩壊
次の図のとおり		山本七丁目 三〇（四一 七）	急傾斜地の 崩壊

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。